

京都市地球温暖化対策条例施行規則

（用語）

第1条 この規則において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（温室効果ガス）

第2条 条例第2条第3号に規定する別に定める物質は、次に掲げるものとする。

- (1) メタン
- (2) 一酸化二窒素
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン
- (4) 令第2条に規定するパーフルオロカーボン
- (5) 六ふっ化硫黄

（温室効果ガスの総排出量の算定方法）

第3条 条例第8条第1号に規定する別に定める方法は、温室効果ガスたる物質ごとに令第3条に規定する方法により算定される当該物質の排出量に令第4条に規定する当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量を合計する方法とする。

（特定事業者）

第4条 条例第10条第1項に規定する別に定める事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、別に定める方法により原油の数量に換算して1,500キロリットル以上であること。
- (2) 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者が道路運送車両法の規定により自動車（同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に掲げる台数以上であること。

ア 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車
100台

イ 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車及び同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業（以下「特定旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車のうち道路交通法第3条に規定する大型自動車
100台

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち道路交通法第3条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び道路運送法第21条第2号の規定による許可を受

けた一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する普通自動車 150台

(3) 鉄道事業法第4条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者(本市の区域内に路線があるものに限る。)が当該鉄道事業の用に供する車両の総数が、150両以上であること。

(4) 前3号に掲げる要件のほか、本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガスのうち第2条各号に掲げる物質のいずれかの年度の排出(エネルギーの使用に伴うものを除く。)の量が、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して3,000トン以上であること。

2 加盟業者が事業活動を行う場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と、同項第1号及び第4号中「事業者」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者」とする。

3 前項において「親業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(特定建築物の規模)

第5条 条例第21条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める建築物は、その床面積(増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上の建築物とする。

(特定建築物排出量削減計画書の記載事項)

第6条 条例第21条第1項第5号に規定する別に定める事項は、特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価とする。

(変更の届出)

第7条 条例第22条第1項本文の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容及び理由

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第22条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 特定建築物の床面積の変更を伴わない計画の変更

(2) 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない計画の変更

(工事完了の届出)

第9条 条例第23条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 工事の種別

(4) 工事の完了年月日

(特定排出機器)

第10条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、エアコンディショナーで別に定めるものとする。

(エネルギー消費効率に関する情報の表示)

第11条 条例24条第1項の規定による表示は、縦15センチメートル以上、横7.5センチメートル以上であり、かつ、別に定める事項を表示した書面を掲示することにより行うものとする。

(エネルギー消費効率)

第12条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法第20条第1号の規定により経済産業省令で定める方法とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。